建築着工統計	平成12年12月1日から平成13年11月30日まで	建設省建設経済局調査情報課（平成13年1月6日以降については、国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課）(財)建設物価調査会総務課資料室（東京都中央区日本橋大伝馬町11－8）	○産業（中間分類）、資本金階級（6区分）別事業所数・従業者数〔「外国の会社」を除く会社について〕－都道府県、13大都市 ○産業（中間分類）、経営組織（3区分）別事業所数・従業者数・収入金額・経費総額・給与支給総額・設備投資額（Lサービス業のみ）－都道府県、市部・郡部、県庁所在市・人口30万以上市、13大都市、県内地域 ○産業（中間分類）、経営組織（3区分）別収入金額（総額、1事業所当たり）－都道府県、13大都市 ○産業（中間分類）、経営組織（3区分）別経費総額（総額、1事業所当たり）－都道府県、13大都市 ○産業（中間分類）、経営組織（7区分）別給与支給総額（総額、1雇用者当たり）－都道府県、13大都市 ○産業（中間分類）、経営組織（3区分）別設備投資額－都道府県、13大都市 ○産業（中間分類）、経営組織（3区分）、収入金額に占める主産業の割合階級（7区分）別事業所数・収入金額に占める主産業の割合の平均値－都道府県、13大都市 ○活動ベースの産業（サービス業は中間分類、他は大分類）、経営組織（3区分）別事業所数・収入金額－都道府県、13大都市 ○産業（中間分類）、経営組織（3区分）別事業所数・収入金額・収入を得た相手先（9区分）別収入金額－都道府県、13大都市	建設省建設経済局
建設工事統計	平成12年11月14日から平成13年11月13日まで	建設省建設経済局調査情報課（平成13年1月6日以降については、国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課）	（平成12年10月分） ○着工建築物の都道府県別、12大都市別、都市別の建築主別、用途別、構造別、規模別表 ○着工住宅の都道府県別、市部・郡部・都市別の種類別、工事別、利用関係別、規模別表 建設工事受注動態統計調査（平成12年9月分） ○公共工事及び民間工事の施工都道府県別、発注者別、工事種類別の請負契約額 （平成12年12月1日から平成13年11月30日まで） 建設工事受注動態統計調査（大手50社調査）（平成12年10月分） ○発注者別・工事種類別結果表、寄与度表、時系列表 建設工事受注動態統計調査（特例調査）（平成12年10月分速報及び平成12年9月分確報） ○都道府県別表	

○厚生労働省告示第四十三号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十条第一項及び第三十一条の三第二項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年一月厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

第二条第二項第一号中「収容する」を「入院させる」に、「長期収容患者」を「長期入院患者」に改める。

○厚生労働省告示第四十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ九第二項の規定に基づき、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、同日前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例によるものとし、平成十五年八月三十一日までの間は、この告示による改正後の別表第一区分A101の注1中「に係る病棟」とあるのは「又は医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病棟」と、別表第二区分A101の注1中「に係る病棟」とあるのは「又は医療法等の一部を改正する法律附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病棟」と読み替えて適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

別表第一区分A101の注1中「第1条の5第3項」を「第7条第2項第4号」に、「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別表第一区分A108の注1中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別表第一区分A109の注1及び注2中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同区分の注6中「診療所療養型病床群療養環境加算」を「診療所療養病床療養環境加算」に改める。

別表第一区分A223中「診療所療養型病床群療養環境加算」を「診療所療養病床療養環境加算」に改め、同区分の1中「診療所療養型病床群療養環境加算1」を「診療所療養病床療養環境加算1」に改め、同区分の2中「診療所療養型病床群療養環境加算2」を「診療所療養病床療養環境加算2」に改め、同区分の注中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別表第一区分230の注中「医療法第21条ただし書及び同法施行令第4条の7の規定に基づく都道府県知事の許可（同法第21条第1号又は第1号の2の規定による従業者の標準の例外に係るものに限る。）を受けていない精神病棟であって、」を「届け出た病棟」を「届け出た精神病棟」に改める。

別表第二区分A101の注1中「第1条の5第3項」を「第7条第2項第4号」に、「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別表第二区分A105の注1中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別表第二区分A106の注1及び注2中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同区分の注6中「診療所療養型病床群療養環境加算」を「診療所療養病床療養環境加算」に改める。

別表第二区分A219中「診療所療養型病床群療養環境加算」を「診療所療養病床療養環境加算」に改め、同区分の1中「診療所療養型病床群療養環境加算1」を「診療所療養病床療養環境加算1」に改め、同区分の2中「診療所療養型病床群療養環境加算2」を「診療所療養病床療養環境加算2」に改め、同区分の注中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

○厚生労働省告示第四十五号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十条第一項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、同日前に行われた医療に要する費用の額の算定については、なお従前の例によることとし、当分の間は、この告示による改正後の別表第一第1章第2部第1節8の注1中「病院の病棟」とあるのは「病院として医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）による改正前の医療法第21条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可を受けた病棟」と、別表第二第1章3の注1中「病院の病棟」とあるのは「病院として医療法等の一部を改正する法律による改正前の医療法第21条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可を受けた病棟」と読み替えて適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

別表第一目次中「診療所療養病床療養環境加算」を「診療所療養病床療養環境加算」に改める。

別表第一第1章第2部第1節8の注1中「病院として医療法第21条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可を受けた病棟」を「病院の病棟」に改める。

別表第一第1章第2部第1節9の注1中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別表第一第1章第2部第1節10の注1中「療養型病床群に係るもの」を「療養病床に係るもの」に、「療養型病床群に係る病床」を「療養病床」に改め、同注2中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同注6中「診療所療養型病床群療養環境加算」を「診療所療養病床療養環境加算」に改める。

別表第一第1章第2部第2節21中「診療所療養型病床群療養環境加算」を「診療所療養病床療養環境加算」に改め、同イ中「診療所療養型病床群療養環境加算1」を「診療所療養病床療養環境加算1」に改め、同ロ中「診療所療養型病床群療養環境加算2」を「診療所療養病床療養環境加算2」に改める。

別表第一第1章第2部第3節4の注1中「収容施設」を「入院施設」に改める。

別表第一第2章第7部6の注1及び同表第2章第7部7の注中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別表第二第1章3の注1中「病院として医療法第21条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可を受けた病棟」を「病院の病棟」に改める。

別表第二第1章4の注1中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別表第二第1章5の注1及び注2中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同注6中「診療所療養型病床群療養環境加算」を「診療所療養病床療養環境加算」に改める。

○厚生労働省告示第四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第四項第一号（同条第六項（同法第四十四条第十三項において準用する場合を含む。）及び第四十四条第十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険法第四十三条ノ三第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十年七月厚生省告示第二百十号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、当分の間は、この告示による改正後の別表医師の項中「医師の員数」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十九条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」という。）附則第九条から第十七条まで及び第二十三条の規定の適用を受ける病院又は診療所にあっては、これらの規定により有しなければならない医師の員数）」と、同表歯科医師の項中「歯科医師の員数」とあるのは「歯科医師の員数（改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない歯科医師の員数）」と、同表看護婦・准看護婦・看護補助者の項中「看護補助者の員数」とあるのは「看護補助者の員数（改正省令附則第九条から第十七条まで、第二十条及び第二十三条の規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）」と読み替えて適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

別表医師の項中「医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第一号又は第十九条の二第一項第二号に定める医師の員数（特例許可又は特例承認を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた医師の員数）」を「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十一条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数」に改める。

別表歯科医師の項中「同令第十九条第一項第二号又は第十九条の二第一項第二号に定める歯科医師の員数」を「同法第二十一条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数」に改める。

別表看護婦・准看護婦・看護補助者の項中「同令第十九条第一項第四号又は第十九条の二第一項第四号若しくは第五号に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数（特例許可又は特例承認を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）」を「同法第二十一条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数」に改める。

○厚生労働省告示第四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第四項第二号（同条第六項（同法第四十四条第十三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十四条第十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険法第四十三条ノ三第四項第二号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法（平成十年七月厚生省告示第二百十一号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、平成十五年八月三十一日までの間は、この告示による改正後の各号列記以外の部分中「基準病床数（療養病床及び一般病床」とあるのは「基準病床数（療養病床、一般病床及び医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第四号に規定する経過的旧その他の病床（以下「経過的旧その他の病床」という。）」と、「算定した数とする」とあるのは「算定した数とし、経過的旧その他の病床にあっては、当該地域における既存の保険医療機関の一般病床及び療養病床の数を更に減じて算定した数とする」と、第一号中「一般病床の数」とあるのは「一般病床及び経過的旧その他の病床の数」と、第二号中「療養病床の数」とあるのは「療養病床及び経過的旧その他の病床の数」と読み替えて適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

「必要病床数」を「基準病床数（療養病床及び一般病床にあっては、療養病床及び一般病床に係る基準病床数とする。）」に、「療養型病床群に係る病床」を「療養病床」に改め、「算定した数」の下に「（療養病床及び一般病床にあっては、それぞれ次の各号に掲げる病床の種別に従い、それぞれ当該各号に定める数を更に減じて算定した数とする。）」を加える。

次の二号を加える。

一　療養病床　当該地域における既存の保険医療機関の一般病床の数

二　一般病床　当該地域における既存の保険医療機関の療養病床の数

○厚生労働省告示第四十八号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成十二年三月厚生省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、平成十五年八月三十一日までの間は、この告示による改正後の第四の三の(1)中「療養病床」とあるのは「療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。）」と、第四の八の(1)中「老人入院比率」とあるのは「主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として医療法等の一部を改正する法律による改正前の医療法第二十一条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可若しくは医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）による改正前の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の承認を受けた病院の当該許可又は承認に係る特例許可病棟又は老人入院比率」と、「医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）による改正後の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条」とあるのは「同令第十九条」とし、

平成十五年九月一日から当分の間は、この告示による改正後の第四の八の(1)中「老人入院比率」とあるのは「主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）による改正前の医療法第二十一条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可若しくは医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）による改正前の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の承認を受けた病院の当該許可又は承認に係る特例許可病棟又は老人入院比率」と、「医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）による改正後の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条」とあるのは「同令第十九条」と読み替えて適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

第四の三の(1)中「第一条の五第三項」を「第七条第二項第四号」に、「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同八の(1)中「主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として医療法第二十一条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可若しくは医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の承認を受けた病院の当該許可又は承認に係る特例許可病棟又は老人収容比率」を「老人入院比率」に、「。（同令第十九条」を「（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）による改正前の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条」に、「除く。）」を「除く。）。」に改める。

第五の二並びに同三の(1)及び(2)中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

第七の十七の(1)の二、(2)の二及び(3)の八中「第十九条の二第一項第一号、第四号及び第五号」を「第十九条第一項第一号、第四号及び第五号」に改め、同十八中「診療所療養型病床群療養環境加算」を「診療所療養病床療養環境加算」に改め、同(1)中「診療所療養型病床群療養環境加算1」を「診療所療養病床療養環境加算1」に改め、同(2)中「診療所療養型病床群療養環境加算2」を「診療所療養病床療養環境加算2」に改め、同二十一の(1)中「第十九条第一項第一号又は第十九条の二第一項第一号」を「第十九条第一項第一号（同号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」とする。）」に改める。

第八の七の(2)中「又は第十九条の二第一項第一号」を削り、同十二の(1)中「精神療養型病床群」を「精神病」に改める。

○厚生労働省告示第四十九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)に基づき、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び入院基本料の算定方法（平成十二年三月厚生省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、当分の間は、この告示による改正後の別表第二中「医師の員数に百分の六十」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十九条及び医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」という。）附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数）に百分の六十」と、「医師の員数に百分の五十」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則第四十九条及び改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数）に百分の五十」と、「歯科医師の員数に」とあるのは「歯科医師の員数（改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない歯科医師の員数）に」と、別表第三中「看護補助者の員数に」とあるのは「看護補助者の員数（改正省令附則第九条から第十七条まで及び第二十条の規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）に」と、別表第四中「医師の員数」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則第四十九条及び改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数）」と、「歯科医師の員数に」とあるのは「歯科医師の員数（改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない歯科医師の員数）に」と、「看護補助者の員数に」とあるのは「看護補助者の員数（改正省令附則第九条から第十七条まで及び第二十条の規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）に」と読み替えて適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

別表第一中「収容施設」を「患者を入院させるための施設」に改める。

別表第二中「医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第一号又は第十九条の二第一項第一号に定める医師の員数（医療法第二十一条第一項ただし書の規定による都道府県知事の許可（以下「特例許可」という。）又は同令第四十三条第二項の規定による厚生労働大臣の承認（以下「特例承認」という。）を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた医師の員数）」を「医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数」に、「同令第十九条第一項第一号又は第十九条の二第一項第一号に定める医師の員数（特例許可又は特例承認を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた医師の員数）」を「同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数」に、「同令第十九条第一項第二号又は第十九条の二第一項第二号に定める歯科医師の員数」を「同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数」に改める。

別表第三中「医療法施行規則第十九条第一項第四号又は第十九条の二第一項第四号若しくは第五号に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数（特例許可又は特例承認を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）」を「医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数」に、「同令第十九条第一項第四号又は第十九条の二第一項第四号若しくは第五号に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数（特例許可又は特例承認を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）」を「同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数」に改める。

別表第四を次のように改める。

厚生労働大臣の定める医師又は歯科医師の員数の基準	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える
厚生労働大臣の定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数の基準	医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える

○厚生労働省告示第五十号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）の規定に基づき、複合病棟に関する基準等（平成十二年三月厚生省告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、平成十五年八月三十一日までの間は、この告示による改正後の第一号の(3)中「一部に」とあるのは「一部に医療療養病床（」と、「以下単に「医療療養病床」という」とあるのは」）及び医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群（介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する都道府県知事の介護療養型施設としての指定に係るものを除く。）をいう。以下同じ」と、第二号の表中「療養病床」とあるのは「療養病床（医療法等の一部を改正する法律附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。）」と読み替えて適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

第一号の(3)中「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十一条第一項ただし書に基づき都道府県知事の許可を得た病院及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の承認を受けた病院以外の」を削り、「医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群」を「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床」に、「医療療養型病床群」を「医療療養病床」に改める。

第二号の表中「医療療養型病床群」を「医療療養病床」に、「当該病棟の療養型病床群」を「当該病棟の療養病床」に改める。

○厚生労働省告示第五十一号

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）に基づき、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び老人入院基本料等の算定方法（平成十二年三月厚生省告示第八十号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、当分の間は、この告示による改正後の別表第二中「医師の員数に百分の六十」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十九条及び医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」という。）附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数に百分の六十」と、「医師の員数に百分の五十」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則第四十九条及び改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数）に百分の五十」と、「歯科医師の員数に」とあるのは「歯科医師の員数（改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定により有しなければならない歯科医師の員数）に」と、別表第三中「看護補助者の員数（改正省令附則第九条から第十七条まで及び第二十条の規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）に」と、別表第四中「医師の員数」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則第四十九条及び改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数）に」と、「歯科医師の員数（改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定により有しなければならない歯科医師の員数）に」とあるのは「看護補助者の員数（改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定により有しなければならない看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）に」と読み替えて適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

別表第一中「収容施設」を「患者を入院させるための施設」に改める。

別表第二中「医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第一号又は第十九条の二第一項第一号に定める医師の員数（医療法第二十一条第一項ただし書の規定による都道府県知事の許可（以下「特例許可」という。）又は同令第四十三条第二項の規定による厚生労働大臣の承認（以下「特例承認」という。）を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた医師の員数）」を「医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数」に、「同令第十九条第一項第一号又は第二十二条の二第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数」を「同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数」に、「同令第十九条第一項第二号又は第十九条の二第一項第二号に定める歯科医師の員数」を「同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数」に改める。

別表第三中「医療法施行規則第十九条第一項第四号又は第十九条の二第一項第四号若しくは第五号に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数（特例許可又は特例承認を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）」を「医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数」に、「同令第十九条第一項第四号又は第十九条の二第一項第四号若しくは第五号に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数（特例許可又は特例承認を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）」を「同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数」に改める。

別表第四を次のように改める。

厚生労働大臣の定める医師又は歯科医師の員数の基準	第十一医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える
厚生労働大臣の定める看護婦又は看護補助者の員数の基準	第十一医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数に百分の八十を乗じて得た数を超える	同法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数に百分の六十を乗じて得た数を超える

○厚生労働省告示第五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第四項（同法第四十三条ノ十七第九項並びに第四十四条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生労働大臣ノ定ムル療養（平成十二年三月厚生省告示第百七十一号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

第一号中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

○厚生労働省告示第五十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成十二年三月厚生省告示第百七十二号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

別表第一中「療養型病床群等」を「療養病床等」に、「（療養型病床群」を「（療養病床」に、「介護療養型病床群等」を「介護療養病床等」に改める。

○厚生労働省告示第五十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第七条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年十二月厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

第1食品の部D各条の項の○穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの成分規格の目の(1)の表の大麦の項中

「2，4，5－T」を「2，4，5－T アシベンゾラルSメチル」に、不検出	「クロルメコート」を「クロルメコート シアナジン」に、5ppm	「シプロコナゾール」を「シフルベンズロン シプロコナゾール シプロジニル」に、0.1ppm	「チオメトン」を「チオメトン テトラコナゾール」に、0.02ppm
「トルクロホスメチル」を「トルクロホスメチル パミドチオン」に、0.1ppm	「フルトラニル」を「フルトラニル プロクロラズ」に、2.0ppm	「2，4，5－T」を「2，4，5－T アシベンゾラルSメチル」に、不検出	「クロルメコート」を「クロルメコート シアナジン」に、0.05ppm
「シプロコナゾール」を「シフルベンズロン シプロコナゾール シプロジニル」に、0.1ppm	「チオメトン」を「チオメトン テトラコナゾール」に、0.02ppm	「トルクロホスメチル」を「トルクロホスメチル パミドチオン」に、0.1ppm	「フルトラニル」を「フルトラニル プロクロラズ」に、2.0ppm
「2，4，5－T」を「2，4，5－T アシベンゾラルSメチル」に、不検出	「クロルメコート」を「クロルメコート シアナジン」に、5ppm	「シプロコナゾール」を「シフルベンズロン シプロコナゾール シプロジニル」に、0.2ppm	「ディルドリン（アルドリンを含む。以下この目において同じ。）」を「ディルドリン（アルドリンを含む。以下この目において同じ。）」に、不検出
「トルクロホスメチル」を「トルクロホスメチル パミドチオン」に、0.1ppm	「フルトラニル」を「フルトラニル プロクロラズ」に、2.0ppm	「2，4，5－T」を「2，4，5－T アシベンゾラルSメチル」に、不検出	「ビフェノックス」を「ビフェノックス ビメトロジン」に、0.1ppm
「ピリミカーブ」を「ピリミカーブ」に、0.05ppm	「フェントエート」を「フェントエート プタクロール」に、0.05ppm	「2，4，5－T」を「2，4，5－T アシベンゾラルSメチル」に、不検出	「シプロコナゾール」を「シプロコナゾール シプロジニル」に、0.1ppm
「トルクロホスメチル」を「トルクロホスメチル パミドチオン」に、0.1ppm	「フルトラニル」を「フルトラニル メプロニル」に、2.0ppm	「アクリナトリン」を「アクリナトリン アシベンゾラルSメチル」に、0.1ppm	「イプロジオン」を「イプロジオン イマザモックスアンモニウム塩」に、10ppm
「グルホシネート」を「グルホシネート グルホシネート クロフェンテジン」に、0.20ppm			

改め、同表の小麦の項中

「2，4，5－T」を「2，4，5－T アシベンゾラルSメチル」に、不検出	「クロルメコート」を「クロルメコート シアナジン」に、5ppm	「シプロコナゾール」を「シフルベンズロン シプロコナゾール シプロジニル」に、0.2ppm	「ディルドリン（アルドリンを含む。以下この目において同じ。）」を「ディルドリン（アルドリンを含む。以下この目において同じ。）」に、不検出
「トルクロホスメチル」を「トルクロホスメチル パミドチオン」に、0.1ppm	「フルトラニル」を「フルトラニル プロクロラズ」に、2.0ppm	「2，4，5－T」を「2，4，5－T アシベンゾラルSメチル」に、不検出	「ビフェノックス」を「ビフェノックス ビメトロジン」に、0.1ppm
「ピリミカーブ」を「ピリミカーブ」に、0.05ppm	「フェントエート」を「フェントエート プタクロール」に、0.05ppm	「2，4，5－T」を「2，4，5－T アシベンゾラルSメチル」に、不検出	「シプロコナゾール」を「シプロコナゾール シプロジニル」に、0.1ppm
「トルクロホスメチル」を「トルクロホスメチル パミドチオン」に、0.1ppm	「フルトラニル」及び「メプロニル」を「フルトラニル メプロニル ペンディメタリン」に、2.0ppm	「アクリナトリン」を「アクリナトリン アシベンゾラルSメチル」に、0.1ppm	「イプロジオン」を「イプロジオン イマザモックスアンモニウム塩」に、10ppm
「グルホシネート」を「グルホシネート グルホシネート クロフェンテジン」に、0.20ppm			

○厚生労働省告示第五十四号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十五条第六項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養（平成十二年三月厚生省告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

第一号中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

○厚生労働省告示第五十五号

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）に基づき、要介護被保険者等である患者について医療に要する費用の額を算定できる場合（平成十二年三月厚生省告示第百七十六号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。

平成十三年二月二十六日

厚生労働大臣　坂口　力

別表第一中「療養型病床群等」を「療養病床等」に、「（療養型病床群」を「（療養病床」に、「介護療養型病床群等」を「介護療養病床等」に改める。

別表第二中「介護療養型病床群等」を「介護療養病床等」に改める。